広報たるい「まちづくり伝言板」掲載申請書

下記のとおり広報たるい 月号への掲載を申請します。

申請者 ※原稿の確認 ができる方	住	所											電話									
	氏名													FAX								
テーマ																						
とき																						
ところ																						
対 象																						
定員																						
参加料																						
特記事項																						
問合せ																						

- ●伝言板の掲載サイズは縦30mm×横70mmとなるため、多くても13行までとします。
- ●各行とも27字以内でご記入してください。
- ●掲載を希望される方は、掲載を希望する月の前々月の25日(土・日・祝日の場合は、その前日)までに、まちづくりセンターへご提出(必着)ください。 (例)広報たるい12月号掲載を希望する場合には、10月25日必着となります。
- ●掲載は、垂井町内で住民のみなさんが自主的に行い、町内全域にお知らせするイベント・スポーツなどの行事(募集)などで、町内にお住まいの方の申請に限ります。
- ●営利目的、政治・宗教的活動、会員募集は掲載できません。
- ●広報のスペースの都合により、掲載をお断りする場合があります。
- ◆問合せ 企画調整課 まちづくりセンター ☎22-1019 〒503-2121 垂井町1543-3 Eメール machizukuri@town.tarui.lg.jp

広報たるい「まちづくり伝言板」掲載要領

■主旨

住民からのイベント、スポーツ、講演会開催などの"情報"を広報たるいに掲載し、広く住民のみなさんへ地域情報を提供することにより、「住民参加」のまちづくりの推進を図る。

■申請手続き

広報たるいへの掲載を希望する者(以下「掲載を希望する者」という。)の申請による。

■申請方法

掲載を希望する者は、掲載を希望する月の前々月の25日(土・日、祝日の場合は、その前日)までに、まちづくりセンターへ申請書を提出(必着)する。

■申請書

裏面のとおり

■掲載できるもの

垂井町内(以下「町内」という。)で住民が自主的に行い、町内全域に知らせる行事(募集)などで、町内に住んでいる者の申請に限る。

■掲載できないもの

営利目的、政治、宗教的活動に関するもの。会員募集。

■その他

広報のスペースの都合により、掲載を断ることができる。

■担当

企画調整課課 まちづくりセンター (町中央公民館内)